

# こむ1会 購入提案書について

2022年 5月 26日

会計 中下  
高原

## (1) 報告事項

先月、会計科目の分類基準について協議したところ、多数の意見が集まりました。  
結果として、会計上の勘定科目は以下のように定義します。

- ・前提として、勘定科目は会計を分かりやすくするためのラベルであり、一貫性さえあれば柔軟に定義できる。  
その為、こむ1の会計に適した定義を設けることとする。
- ・勘定科目は一般的な基準に準じつつも簡易に区分するため、以下のように定義する。
  - ・消耗品費は、税法上は「購入価格が10万円未満の物品もしくは法定耐用年数が1年未満」と定められているが、本会の予算規模を踏まえて「購入価格が1万円未満の物品」とする。
  - ・備品費は、消耗品以外の物品の購入費用とする。
  - ・使用料は、物品以外の支出とする。
  - ・事業費は、独自の会計を持つ事業に必要な支出とする。
  - ・予備費は、余剰の資金の予算上の定義であり、実際に支出する際には他のいずれかの勘定科目に分類する。

## (2) 提案事項

現状、運営委員会では新規の支出に対して、「購入提案書」というものを提出・承認した上で会計処理を行う事になっています。

しかし「購入提案書」の提出基準については明確ではなかったため、以下のような運用にしてはどうかと考えています。

- ・購入提案書は「新規の目的を持つ」「事務以外」の支出の場合、運営委員会に提出し、承認を得てから会計処理が行われるものとする。  
(承認後の2度目以降は新規でないため不要)  
(備品・消耗品の別はなく、消耗品でも事務以外の新規であれば要提出)

以上